

在宅人工呼吸器使用患者支援事業のご案内

◆ 対象となる方

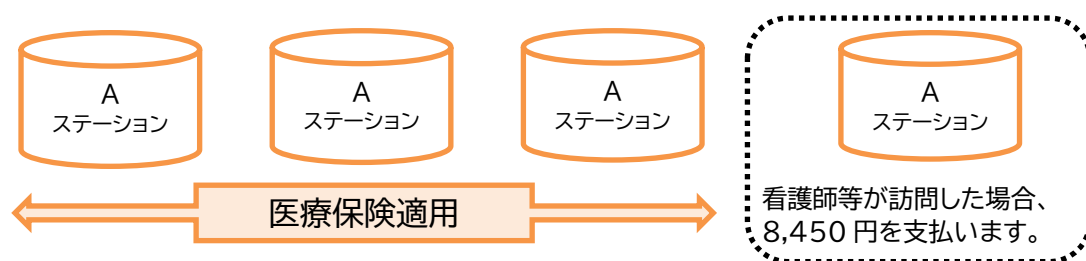
三重県にお住まいの、指定難病又は特定疾患治療研究事業の対象疾病に罹患している方で、その疾病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用しており、医師が訪問看護を必要と認める方。

◆ 実施内容

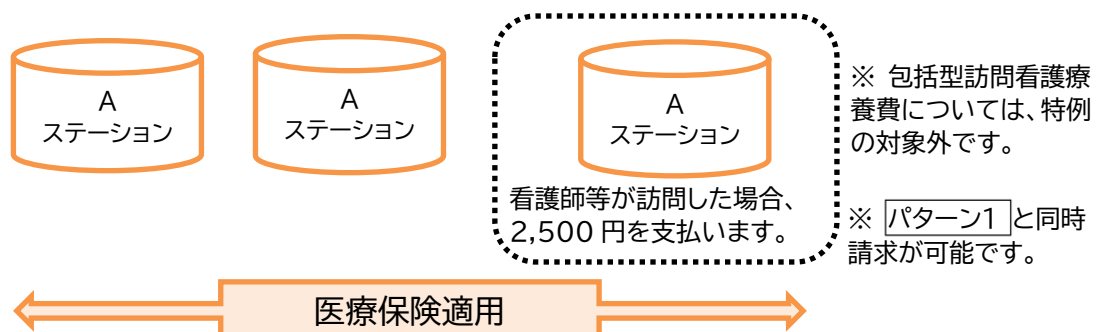
- ・原則として1日につき4回目以降(包括型訪問看護療養費を算定する場合には原則として1日につき訪問看護時間が90分以上に限る)の訪問看護(ただし、特別な事情により複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合にはこの限りではない。)について、必要な費用を負担します。
- ・利用者1人当たり年間260回まで利用できます。また、年間260回の範囲内で1週間につき5回を超える訪問看護も可能です。

〔 具体例 〕

パターン1 1つの訪問看護ステーションが、1日に3回を超えて訪問看護を実施



パターン2:特例 1日に3回目の訪問看護を前2回と同一の訪問看護ステーションが実施



◆ 利用期間

利用期間は、1年間を限度(特定医療費受給者証及び特定疾患医療受給者証の有効期限に準じる)とします。ただし、必要と認められる場合は、その期間を更新できます。

◆ 申請方法

以下の書類を揃えて、お住まいを管轄する保健所へ提出してください。

- ☐ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請書
- ☐ 医師の訪問看護指示書
- ☐ 訪問看護ステーション等の訪問看護計画書
- ☐ 特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証の写し
(受給者証の交付を受けていない場合は、該当する疾病の臨床調査個人票を添付する。)

◆ 費用の額

三重県が委託契約を行った訪問看護ステーション等に下記の額を支払います。

区 分	費 用 の 額
医師による訪問看護指示料	1月に1回に限り 3,000 円
訪問看護ステーションが行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護	1回につき 8,450 円
訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護	1回につき 7,950 円
その他の医療機関が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護	1回につき 5,550 円
その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護	1回につき 5,050 円

特例措置として1日に3回目の訪問看護を前2回と同一の訪問看護ステーションが行った場合には、下記の額を支払います。

保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護	1回につき 2,500 円
准看護師による訪問看護	1回につき 2,000 円

◆ お問い合わせ先(住所地を管轄する保健所にご相談ください。)

保健所	電話番号	管轄市町	保健所	電話番号	管轄市町
桑 名 保 健 所	0594-24 -3620	桑名市・いなべ市・木曽岬町・東員町・菰野町・朝日町・川越町	伊 勢 保 健 所	0596-27 -5148	伊勢市・鳥羽市・志摩市・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町
四 日 市 市 保 健 所	059-352 -0596	四日市市	伊 賀 保 健 所	0595-24 -8076	名張市・伊賀市
鈴 鹿 保 健 所	059-382 -8673	鈴鹿市・亀山市	尾 鷲 保 健 所	0597-23 -3454	尾鷲市・紀北町
津 保 健 所	059-223 -5094	津市	熊 野 保 健 所	0597-89 -6115	熊野市・御浜町・紀宝町
松 阪 保 健 所	0598-50 -0532	松阪市・多気町・明和町・大台町	健 康 推 進 課	059-224 -2334	